議案第37号

専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、 次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを 議会に報告し、その承認を求める。

専決第6号 山都町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

令和5年6月8日提出

山都町長 梅田 穰

専決第6号

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、山 都町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について専 決処分する。

令和5年5月8日

山都町長 梅田 穰

山都町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年5月8日

山都町長梅田禄

山都町条例第15号

山都町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 山都町職員の特殊勤務手当に関する条例(平成17年山都町条例第44号) の一部を次のように改正する。

附則第3項中「新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する」を「特定新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置された」に、「新型コロナウイルス感染症」を「特定新型インフルエンザ等」に改める。

附則第4項中「新型コロナウイルス感染症」を「特定新型インフルエンザ等」 に改める。

附則

この条例は、令和5年5月8日から施行する。

山都町職員の特殊勤務手当に関する条例(平成17年条例第44号)新旧対照表

現行

附則

(感染症等防疫作業手当の特例)

3 職員が、新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定 感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する

ものをいう。以下同じ。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において、<u>新型コロナウイルス感染症</u>の患者若しくはその疑いのある者の救護、<u>新型コロナウイルス感染症</u>の病原体の付着した物件若しくは当該付着の危険がある物件の処理作業又は<u>新型コロナウイルス感染症</u>の患者若しくはその疑いのある者の輸送作業に従事したときは、感染症等防疫作業手当を支給する。この場合において、第4条第1項第1号の規定は、適用しない。

4 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくは新型コロナウイルス感染症に感染した疑いのある者の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他町長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円)とする。

改正後 (案)

附則

(感染症等防疫作業手当の特例)

- 3 職員が、特定新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたものをいう。以下同じ。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特定新型インフルエンザ等の患者若しくはその疑いのある者の救護、特定新型インフルエンザ等の病原体の付着した物件若しくは当該付着の危険がある物件の処理作業又は特定新型インフルエンザ等の患者若しくはその疑いのある者の輸送作業に従事したときは、感染症等防疫作業手当を支給する。この場合において、第4条第1項第1号の規定は、適用しない。
- 4 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、3,000円(特定新型インフルエンザ等の患者若しくは特定新型インフルエンザ等に感染した 疑いのある者の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接 して行う作業その他町長がこれに準ずると認める作業に従事した場合 にあっては、4,000円)とする。